

## 平成 27 年度第 1 回新発田市総合教育会議（会議録）

- 1 開催日時 平成 27 年 6 月 5 日（金曜日）  
開会：午前 10 時 30 分 閉会：午前 10 時 55 分
- 2 開催場所 豊浦庁舎 2 階大会議室
- 3 協議事項
  - （1）新発田市総合教育会議の設置及び会議の進め方について
  - （2）新発田市教育行政の大綱の策定について
  - （3）新発田市いじめ防止基本方針（案）について
- 4 報告事項  
新発田市の学校統廃合について
- 5 出席委員

二階堂	馨	市 長
大 山	康 一	教 育 長
関 川	直	教育委員（教育長職務代理者）
外 山	陽 子	教育委員
籠 島	由美子	教育委員
桑 原	ヒサ子	教育委員
- 6 会議に出席した事務局職員  
佐藤みらい創造課長、平田みらい創造課主任参事、高山みらい創造課係長、山田みらい創造課主任、杉本教育総務課長、大森教育総務課長補佐、古田教育総務課係長、平山教育総務課主任、澁谷学校教育課長、宮下人権啓発課長
- 7 協議・報告事項の経過 別紙のとおり

○ 佐藤みらい創造課長

それでは、ただいまから第1回総合教育会議を開催します。

当会議の司会を担当させていただきますみらい創造課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たり、二階堂市長からご挨拶を申し上げます。

○ 二階堂市長

第1回総合教育会議ということであります。この会議の前には定例教育委員会を開催されたということであり、この総合教育会議にご出席いただきありがとうございます。

国の制度が変わり、総合教育会議を開催することとなり、私とその座長を務めることとなりました。よろしくお願いいたします。

新発田市の子どもたちの教育に関しては、大山教育長はじめ、教育委員会の皆さまにご尽力をいただき、教育委員会と市長部局がスムーズに連携し、非常に上手くいっていると、私自身としては評価しております。新発田市の未来を担う子どもたちを、どのように教育していくかは、一番大切であります。もちろん市長部局にも子育て支援のための福祉や健康など、いろいろな制度があります。ひとつひとつのことを密にやりながら、子育て支援を進めているところであります。

学校だけの教育ではなく、家庭をどうするか、地域を巻き込んで、どのように関わっていくのかということを見ると、やはり教育は、総合なんだと思います。そういう意味では、このように、皆さまと私がテーブルをひとつにして協議する会議は、むしろもっと前にあっても良かったのではと思います。

基本的には、子どもの教育は今までもそうでありましたが、教育委員会の皆さまに、大きく期待を寄せている一人でもあります。今日は第1回目の会議であり、何かひとつの議論のきっかけとなれば良いと考えております。特段のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○ 佐藤みらい創造課長

それでは、これより本日の協議事項に入らせていただきます。

当会議の招集及び議長は、「新発田市総合教育会議設置要綱 第2条」の規定により、市長が務めることとなっております。それでは二階堂市長よろしくお願いいたします。

○ 二階堂市長

それでは、協議事項に入ります。本日の協議は、3項目を予定しております。

はじめに、「総合教育会議の設置及び会議の進め方」について、事務局の説明を求めます。

○ 佐藤みらい創造課長

それでは、「新発田市総合教育会議の設置及び会議の進め方」について、説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。当会議について定めた設置要綱でございます。本設置要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に合わせ、平成27年4月1日付けで制定させていただきました。

この要綱をもとに、本日皆様にご参集いただいたところでございます。

また、総合教育会議は、この地教行法の規定により、設置することとされているものであり、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して執行にあたるため、両者の協議・調整の場として設置するものであります。

総合教育会議で協議・調整いただく事項として、3つあります。①大綱の策定、②教育の諸条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などでございます。

これらの項目について、今後ご協議をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、資料2をご覧ください。

今年度の総合教育会議の開催スケジュールの案でございます。

会議は、今年度は3回程度の開催を予定しております。本日の第1回目、10月頃に第2回目、2月頃に第3回目を予定したいと考えております。

今年度は、①教育行政の大綱の策定について、また、②いじめ防止基本方針について、この2つの大きな項目を中心として、ご協議をお願いしたいと考えております。

大綱の策定に関しては、本日の会議で策定方針をご協議いただき、第2回目に大まかな計画案をご検討願ひ、第3回目に成案をご確認いただきたいと思いますと考えております。

また、いじめ防止基本方針については、本日の会議で内容をご協議いただき、正式な方針として策定したいと考えております。いじめ防止に係る組織の設置については、本日ご協議いただき、その方針をもとに事務方で、条例案や予算案などを組み立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 二階堂市長

ここまでの間で、何かご意見、ご質問等はございますか。

○ 二階堂市長

ないようでありますので、案のとおり進めることとします。

○ 二階堂市長

次に「新発田市教育行政の大綱の策定」について、協議したいと思います。事務局の説明を求めます。

○ 佐藤みらい創造課長

続きまして、引き続き、資料2の「新発田市総合教育会議にかかるスケジュール(案)」をご覧ください。

大綱とは、教育の目標や施策の基本的な方針であり、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定するものであります。

今ほどご説明いたしました、今年度、この大綱を策定していきたいと考えておりますが、策定の手法としては、二つあるのではないかと考えております。一つ目は「全く新しく一から計画策定を行う手法」と、二つ目は「新発田市まちづくり総合計画などの計画の中から、教育に関する部分の特出しして、策定する手法」があると考えております。

文部科学省の通知によれば、「教育振興基本計画あるいはその他の計画を定めている場合には、その計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はないこと」とされております。

新発田市まちづくり総合計画は、教育はもちろん、まちづくり全体の方針を定めております。このことから、まちづくり総合計画から、教育に関する部分を抜粋し、大綱として定めてはどうかと考えております。

なお、この場合、まちづくり総合計画については、スケジュール案にも記載のとおり、今年度内に内容を見直すこととしております。この修正内容に基づいて、大綱を策定してまいりたいと考えており、まちづくり総合計画の見直し作業の進捗状況に応じ、総合教育会議の中で、大綱の内容をご協議いただきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○ 二階堂市長

私としては、総合教育会議のスケジュール、大綱の策定については、今事務局から説明のあったとおりの考えであります。教育委員会の考え方はいかがでしょうか。

○ 大山教育長

**【挙手】**

○ 二階堂市長

それでは大山教育長。

○ 大山教育長

まちづくり総合計画は、今回策定する大綱の上位計画にあたり、新発田市の教育行政の内容を網羅するものであります。

まちづくり総合計画に網羅された教育の分野の内容を抜粋し、大綱として定めることには、教育委員会として、異議はございません。

また、今年度、まちづくり総合計画について、内容の改訂を行うということであれば、その改訂スケジュールに合わせた形で、総合教育会議を開催し、大綱の内容を協議していくことは、必要であると考えます。そのため、このスケジュールについては、教育委員会として、異議はございません。

○ 二階堂市長

ほかに何かご意見、ご質問等はございますか。

○ 二階堂市長

ないようでありますので、案のとおり進めることとします。

○ 二階堂市長

次に「新発田市いじめ防止基本方針（案）」について、協議をしたいと思っております。

○ 大山教育長

**【挙手】**

○ 二階堂市長

それでは大山教育長。

○ 大山教育長

ここで、新発田市いじめ防止基本方針を定めるに至った経緯を申し上げたいと思います。

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、国民的な課題であり、社会が一体となっていじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

同法第12条には、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」との規定があります。

この規定に基づき、本市においても「新発田市いじめ防止基本方針」を策定したいということから、去る4月の定例教育委員会で方針（案）を了承し、本日お示したところであります。

私からは以上であります。よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

○ 二階堂市長

はい、それでは、「いじめ防止基本方針（案）」の具体的な内容について、事務局から説明をお願いします。

○ 澁谷学校教育課長

学校教育課長の澁谷でございます。それでは、私から「いじめ防止基本方針（案）」について、ご説明申し上げます。

資料3「新発田市いじめ防止基本方針（案）」をお開きください。

表紙、目次をめくっていただきまして、「はじめに」の部分では、新発田市の「人権擁護都市宣言」と「新発田市差別のない人権が尊重されるまちづくり条例」について記載しています。

また、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受けて、本基本方針を策定する旨、記述しています。

1ページをお開きください。

「第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向」です。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒に関係する問題であり、関係機関等が連携して克服に取り組む等の「基本理念」が、1に述べられています。

2の「いじめの定義」については、対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものとされており、いじめを受けた児童生徒の立場に立って、判断することとしています。

2ページをお開きください。

3では、「いじめの認知及びその後の対応における留意すべき事項」を6点に渡って記述しております。

4の「いじめの防止等に関する基本的な考え方」では、居場所づくり、絆づくり等によるいじめの防止、いじめの早期発見と迅速な対応、家庭や地域、関係機関との連携に努めることを記述しております。

4ページをお開きください。

「第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策」です。

1～3では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、市及び市教育委員会に、いじめ防止対策等に関する組織や、いじめ等に関する調査を行う組織の設置について記述しております。

資料4に「いじめ防止に関する組織」を図式化したものをお示ししてございますが、「いじめ防止に関する組織」についても、一括して説明をさせていただきます。

まず、1の「いじめの防止及び対応等のための組織」です。これは、いじめに関する関係機関、関係団体で組織する市長部局の連携・調整機関として、既存の「新発田市青少年問題協議会」を、これに位置付けるという提案でございます。

次に、2の「新発田市いじめ防止対策等に関する委員会」は、市教育委員会が設置する連携・調整機関です。

いじめ防止対策推進法14条に規定されている「いじめ防止等のための組織」と同法28条に規定されている「重大事態に係る調査を行う組織」を兼ねた機関として位置付けております。

3の「新発田市いじめ等に関する調査委員会」は、市長部局が設置する機関であります。

重大事態が発生した場合は、市教育委員会は、学校からの初期調査の結果報告を受け、速やかに調査を行います。その組織が、先ほど説明した2の「新発田市いじめ防止等に関する委員会」です。この調査結果については、市長への報告が義務づけられています。調査報告を受けた市長が、更に調査が必要と判断した場合は、再調査を行うことができます。その再調査を行う組織が、3の「新発田市いじめ等に関する調査委員会」であります。

これらの市及び市教育委員会が設置する機関については、いずれも条例において、設置をしたいという提案でございます。

4の「市及び教育委員会の施策」では、相談窓口の設置や当該校への支援などのいじめ防止等の対策、「学校警察連絡協議会」や「深めよう 絆 にいがた県民会議」等、関係機関等との連携、スクールソーシャルワーカーの派遣等、教職員の指導力向上及び人材確保、インターネットを通じて行われるいじめへの対策、啓発活動などについて述べています。

7ページをお開きください。

「第3 学校が実施すべき施策」です。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、現在、市内の全小中学校において、「学校いじめ防止基本方針」が策定されており、それに基づいた体制づくりが整備されております。以下10ページまで、各学校が実施すべき施策を記述しております。

10ページをお開きください。

「第4 重大事態への対処」です。

法に基づき、次のような場合を重大事態としてとらえます。

ア 自殺の企図、身体への重大な被害、精神性疾患の発症など、いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより相当の期間、これは年間 30 日を目安としますが、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

ウ その他の場合です。

11 ページから 12 ページにかけて、学校及び市教育委員会による調査について、調査の方法、調査結果の報告・提供、重大事態への対処の留意事項等を記述しています。

12 ページ下段からは、市長による再調査及び措置について記述しております。先ほどの組織の設置でご説明したとおりでございます。

13 ページ、最後の「第 5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」では、本基本方針の見直しや、学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認について、記述しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 二階堂市長

ここまでの間で、何かご意見、ご質問等がございますか。

○ 二階堂市長

ないようであれば、「いじめ防止基本方針（案）」については、語句の修正など、軽微な修正は事務局に委ねることとし、この内容で、正式な基本方針として定めることとし、「いじめ防止対策に関わる組織の設置」については、ただ今ご説明した方針に沿って、設置してまいりたいと思います。

○ 二階堂市長

次に報告事項に入ります。「新発田市の学校統廃合」について、事務局の説明を求めます。

○ 杉本教育総務課長

教育総務課長の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料 5 を使って、新発田市の学校統廃合の現状についてご説明いたします。

新発田市教育委員会が進めている学校統合については、平成 23 年に策定した「新発田市小・中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」に基づき、進めていくものであります。

資料 5 の表の左、現状の最下段です。小学校 24 校については、方針策定以降、平成 26 年 4 月に川東小学校が統合し、また平成 27 年 4 月には、赤谷小学校が米倉小学校に先行統合した結果、赤谷、竹俣、車野の 3 小学校が廃校となり、小学校の現状は 21 校となっています。基本方針では、市内 10 中学校区ごとに小学校の統合パターンを示しています。各地域の状況に応じた統合の取り組みを進めているところです。

それぞれの状況の要点をご説明します。

御免町小学校、荒橋小学校の一部については、豊浦地区 4 校の統合に併せて荒橋小学校の学区の一部を御免町小学校に調整することとし進めています。

松浦、五十公野、米倉の東中学校区では、開校準備協議会で協議を進めており、開校を平成 30 年 4 月に控え、新校名も「東小学校」に決まり、今年度は新しい校歌・

校章を決定しつつ、公共交通・通学支援のあり方について検討に着手しているところであります。

川東、竹俣、車野の川東中学校区は、3校が統合し平成26年4月から新しい川東小学校が開校しました。

菅谷小学校、七葉小学校は、菅谷小学校区の自治会が統合に向けて自主的に組織を立ち上げることを決定しており、自主性を尊重しつつ、教育委員会がそこに参画し、地域とともに協議を進めていくこととしております。

豊浦中学校区の4校統合です。昨年度までの学校や希望集落単位での説明会を踏まえ、豊浦地区自治会役員会で前年度中に検討組織の立ち上げを決定しており、今年度は統合校の位置を決定していこうということで方針が確認されております。

紫雲寺中学校区の3校統合です。昨年度、自治会役員、保護者代表との協議のうえ、小学校、保育園の保護者に対し、保護者自らが自主的にアンケート調査を実施することとなり、昨年度末にアンケート調査を実施し、結果が今年度4月末にまとまりました。3小学校それぞれに統合に対する保護者の考え方が表れています。この結果をもとに、自治会・町内会役員、保育園・小学校の保護者等の皆さまと今後の進め方などについて引き続き協議を進めていきたいと考えています。

望ましい教育環境の整備に関する基本方針では、将来像の実現目標年次を平成32年としていますが、今後もこれまでと同様に地域の実情を踏まえ、地域や保護者との協議を深めながら取り組んでいきたいと考えています。

なお、学校耐震化については、目標年次として取り組んできた平成27年度に完了するものとして、今年度中に菅谷小、藤塚小の校舎棟の耐震化工事を実施することとしています。

以上、報告いたします。

○ 二階堂市長

ただ今の報告について、何かご意見、ご質問等はございますか。

○ 二階堂市長

ないようですので、次第の5 その他に移ります。  
皆さんから何かございますか。

○ 二階堂市長

ないようですので、以上で、第1回総合教育会議を閉会いたします。

○ 佐藤みらい創造課長

本日は、皆さまの貴重なお時間を頂戴し、誠にありがとうございました。ご協力のもとスムーズに進行することができました。ありがとうございました。